

令和7年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成について
(全日本トラック協会)

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象機器 以下の期間に、千葉県内の営業所で新規に導入した、次の（１）～（２）に掲げるもの。
（１）エアヒータ
（２）車載バッテリー式冷房装置
※別紙、助成対象機器一覧を参照。
期間：令和7年4月1日～令和8年1月末日
3. 申請受付期間 令和7年6月1日～令和8年2月5日午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
4. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
（１）令和7年度 アイドリングストップ支援機器導入促進助成実績報告書
（２）アイドリングストップ支援機器導入一覧表
（３）購入の場合…機器単価の記載がある請求書等のコピー
領収書・インターネットバンキングの振込結果(確定済・承認済等)のコピー
（４）リース・割賦の場合…機器単価の記載がある見積書のコピー
リース契約書・割賦販売契約書等のコピー
5. 助成金額 機器の価格（消費税を除く）の1/2（千円未満切捨て）として、上限6万円。
※但し、国からの補助金が交付された機器に対しては交付しない。
6. その他 機器の処分制限期間は6年とする。